

エネルギー使用状況等見える化支援事業委託業務公募型プロポーザルに関する質疑と回答

No.	項目	質疑	回答
1	仕様書 IV. 業務内容（1）	本業務の対象となる 50 件程度の事業者は、県から指定があるのか。	県で事業者（50 件程度）の指定は行いませんので、受託者で支援対象事業者を掘り起こしていただきます。（なお、参考として、県内で環境に配慮した取組を行っている、おらんくのストップ温暖化宣言実施事業者やエコアクション 21 登録事業者などの情報を共有することは可能）
2	仕様書 IV. 業務内容（1）	本業務の対象となる事業者が 50 件に満たない場合や 50 件以上の場合の対応。	本業務の対象事業者が 50 件以上になる場合は、予算の範囲内で対応することとし、受託者は 50 件程度支援できるように最大限の周知等を実施してください。明らかに支援事業者が不足する場合は、県と協議のうえ、契約内容や契約額の変更等の対応を検討することを想定しています。
3	仕様書 IV. 業務内容（1） ⑦チラシによる普及啓発	チラシは本業務の対象となる事業者の募集を目的とするチラシなのか、普及啓発を目的とするチラシなのか。	本事業を事業者に周知し、利用を促すためのチラシであり、本事業を活用する事業者の募集を目的とするチラシです。
4	書類を郵送で提出する場合の提出期限と詳細な場所	書類を郵送で提出した場合、高知県庁に届いてから環境計画推進課に届くまでに日数を有するのではないかと。到着日と到着場所の考え方を教えてください。	書留郵便または配達証明による郵便の場合、まず、県庁管財課で受け取り、そののちに環境計画推進課（以下「当課」）に届きます。通常、郵便物は、当日中に管財課から当課に届きますが、提出書類に不足があった場合は当課で受け付けることができません（作成要領「3 提出期限」）。提出期限には、当課が提出書類を受理するまでの期間が含まれますので、郵送で提出する場合には、期限までに余裕のある提出をお願いします。
5	提案書作成要領 1 提出書類	提出書類の作成様式について望ましい様式（Word で作成、PowerPoint で作成等の指定）はあるか。	様式は任意です。提出書作成要領に記載のとおり、ご提出ください。
6	審査要領 3 審査委員会	審査委員会の開催場所は現地開催になるのか、オンライン開催になるのか。	現地開催（対面での開催）を予定しています。